

太子町道舗装復旧範囲基準

令和4年5月16日

太子町 経済建設部 まちづくり課

太子町道舗装復旧範囲基準

太子町道（法定外道路含む）での掘削等を伴う工事を施工した際の舗装復旧範囲について、以下のとおり定める。道路掘削工事を伴う申請等を行う際は、この基準により申請すること。

1. 基本的な考え方

道路幅員は、アスファルト舗装等の絶縁線または、道路側溝等の構造物までとする。

センターラインがない路線の道路中心は、道路両端の絶縁線の中心とする。

舗装復旧幅は、別表【図1】のとおりとする。

2. 舗装復旧の範囲

(1) センターラインのある道路

別表【図2】の舗装復旧範囲とする。

(2) その他の道路（法定外道路含む）

ア. 道路幅が2m未満

全幅を舗装復旧範囲とする。

なお、舗装の切れ目・近接舗装部分まで1.0m未満の場合は、舗装復旧範囲に含める。

イ. 道路幅（アスファルト部分）が2m以上

別表【図3】の舗装復旧範囲とする。

(3) 歩道

全幅を舗装復旧範囲とする。

なお、舗装の切れ目・近接舗装部分まで1.0m未満の場合は、舗装復旧範囲に含める。

※インターロッキング舗装等の特殊な舗装の場合は、別途協議すること。

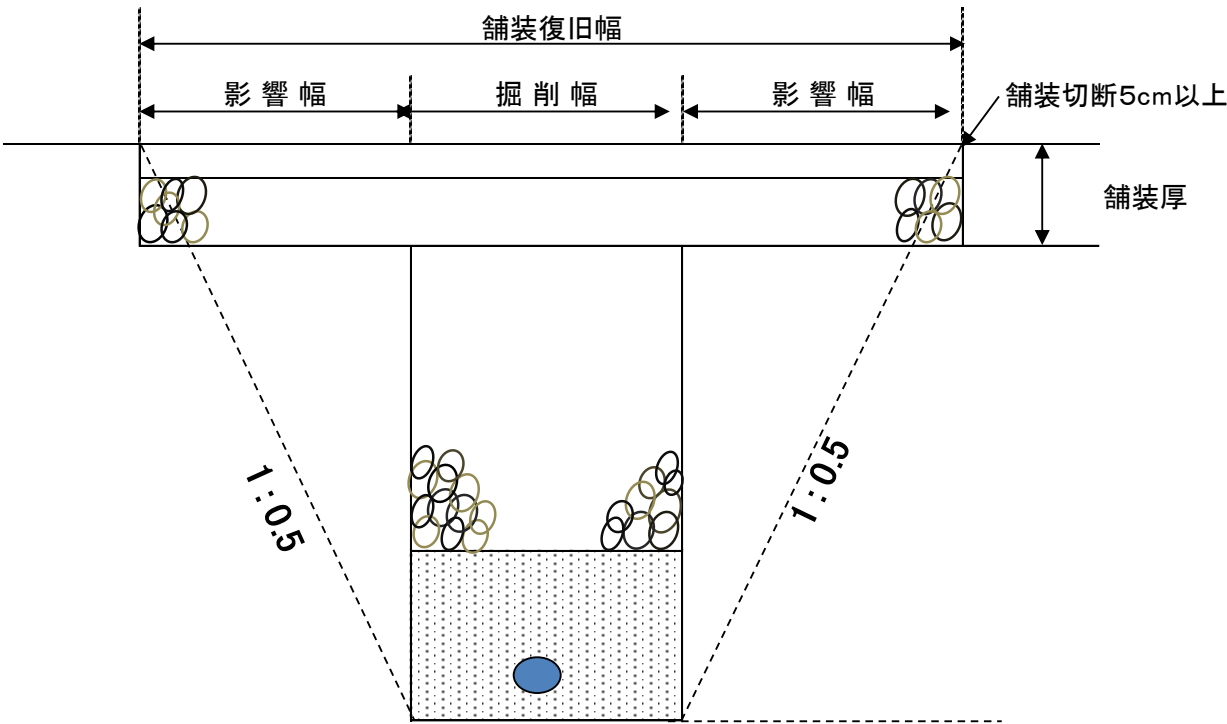
3. その他

(1) 道路法36条で規定する事業者（上下水道、鉄道、電気、電話、ガス等）については、別途協議により、舗装復旧範囲を決定する。

(2) この基準によらない場合は、道路管理者との協議により決定する。

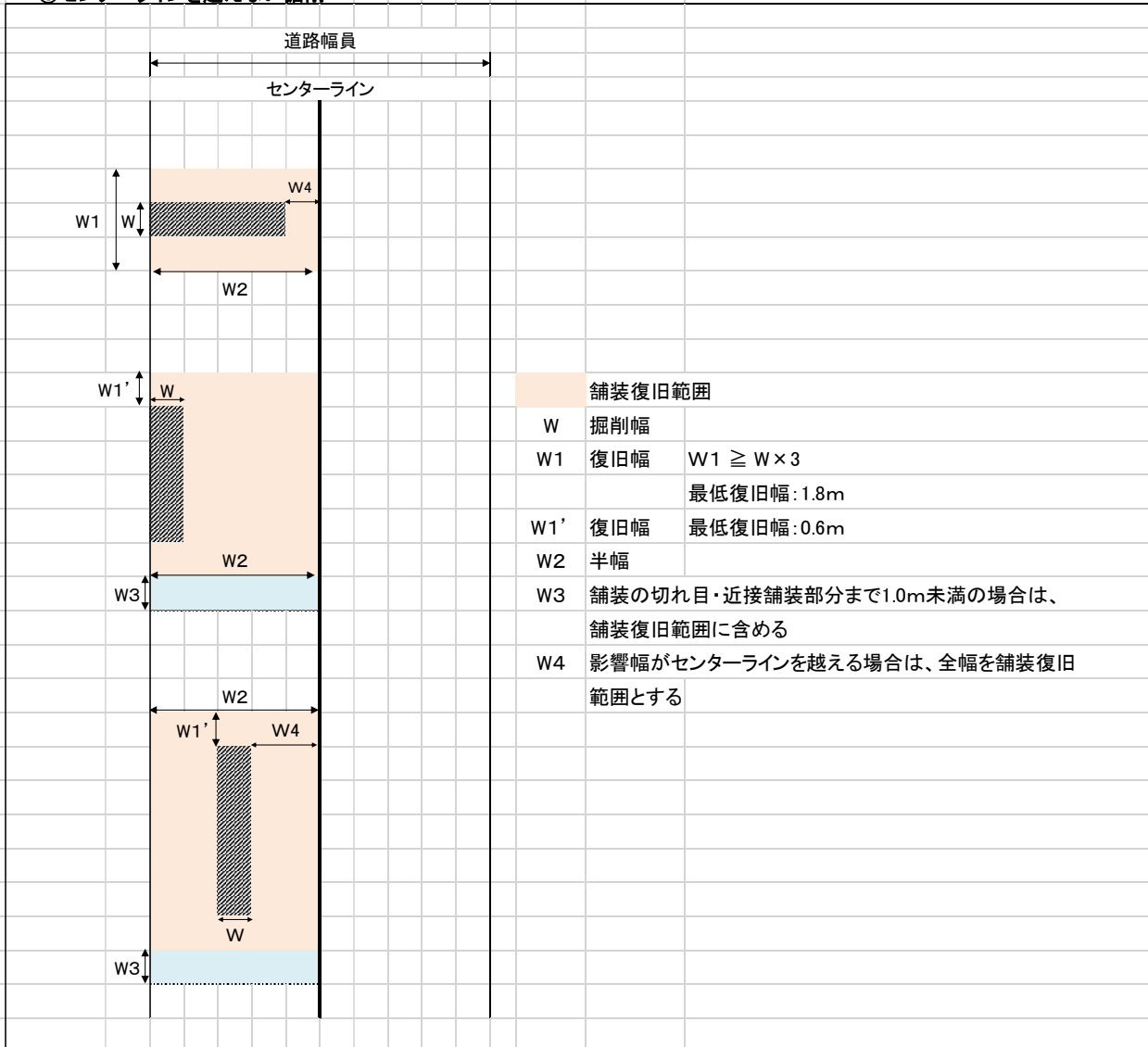
【図1】舗装復旧幅の基準

舗装復旧の幅は、掘削幅＋影響幅とする。
ただし、舗装復旧の最低幅は、掘削幅の3倍または1.8mのどちらか大きい幅とする。

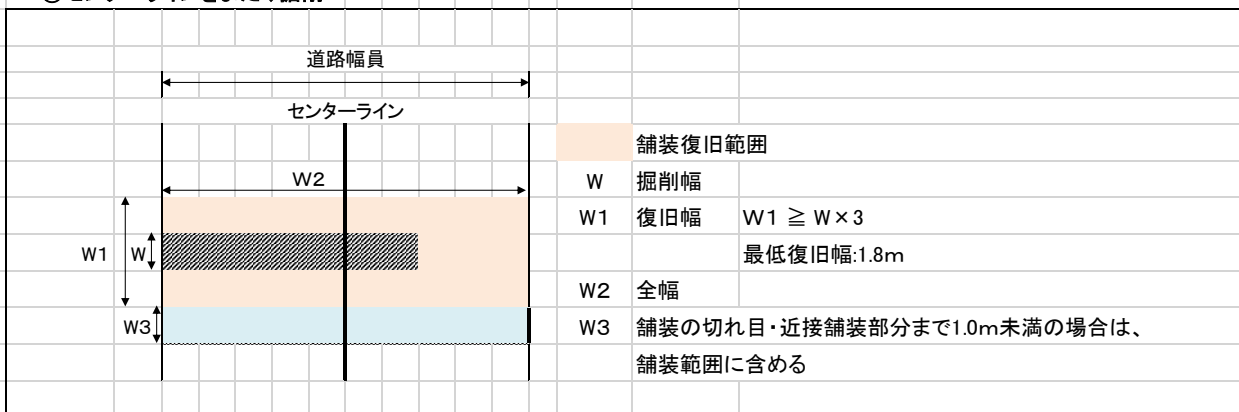


【図2】 センターラインのある道路を掘削する場合の舗装復旧範囲

①センターラインを越えない掘削

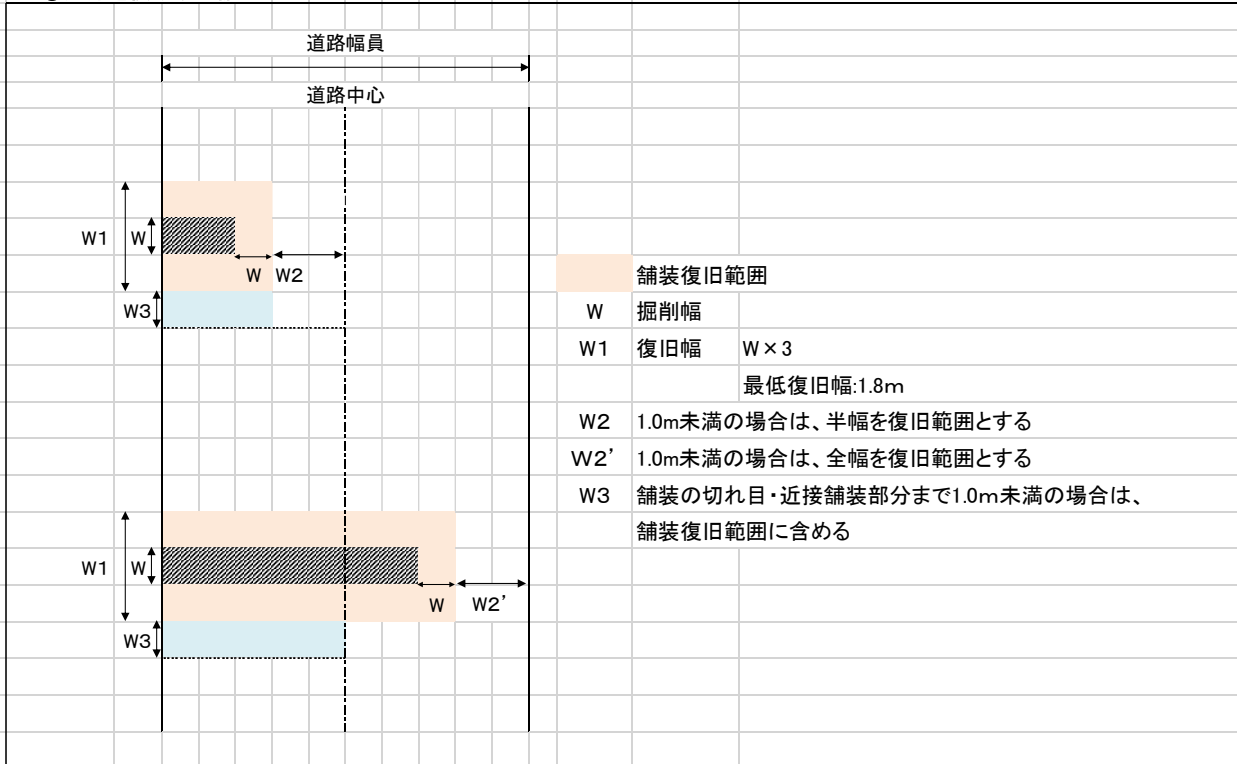


②センターラインをまたぐ掘削



【図3】 センターラインのない道路を掘削する場合の舗装復旧範囲

①道路を横断する掘削



②道路を縦断する掘削

